

外部評価小委員会規約

平成 21 年 5 月 12 日制定

平成 23 年 4 月 27 日改訂

令和 4 年 3 月 26 日改訂

東京電機大学工学部電気電子工学科に外部評価小委員会を置く。本小委員会の活動については、以下のように定める。

1. (目的) 社会の要求や卒業生の要望を聞き、教育プログラム改善のための方策を問題提起し、学科会議に諮る。
2. (構成員) 外部評価小委員会の構成員は以下の通りとする。ただし、幹事は学科会議の所属教員とする。
 - 1) 学科教員 4 名以上
 - 2) 電気電子工学科 (電気工学科・電子工学科) 卒業生 1 名
 - 3) 他学科もしくは他系列 1 名
 - 4) 学外委員 4 名 (電力・電気機器分野、電子情報システム分野、電子デバイス分野に関連し、内 2 名は本学出身者でないことが望ましい)
 - 5) その他小委員会が必要と認めた者 1 名
3. (任期) 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
4. (小委員会の区分) 外部評価小委員会は委員全員による外部評価本小委員会と、学科教員のみによる外部評価学科内小委員会に区分けされる。
5. (会議の開催) 小委員会は幹事が招集する。
 - 1) 外部評価本小委員会：年 1 回以上開催する
 - 2) 外部評価学科内小委員会：年 1 回以上開催するほか必要に応じて開催する。なお、本小委員会との合同開催も可とする。
6. (評価検討事項) 両小委員会において以下の事項を調査検討する。
 - ・ 社会、特に企業が電気電子工学科の教育に何を要求しているかを調査検討する。
 - ・ 電気電子工学科の教育内容、教育環境が社会の要求を満たす体制、制度となっているか評価検討を行う。
 - ・ 社会の要求を満たす体制、制度の下で、教育手法、教育内容の妥当性の評価と必要な改善策の検討を JABEE の視点から行う。
7. (議事録) 小委員会議事録を作成し保存するとともに学科会議に報告する。
8. (付則) この規約は令和 4 年 3 月 26 日から施行する。